

# 全国大会補助金交付要綱の変更点について

## 1、要綱の名称が以下の通り変わります。

旧「摂津市社会体育对外運動競技参加費補助金交付要綱」

新「摂津市全国大会等出場激励金交付要綱」

補助金交付要綱から激励金交付要綱となり、宿泊費・交通費実費の一部補助から激励金の交付に代わります。

## 2、補助の対象が広がります。

- ・旧要綱では運動競技の全国大会が対象でしたが新要綱ではスポーツに加えて文化の大会、コンクールにも対象が広がります。また、国際大会についても対象となります。

## 3、交付対象者が一部変更になります。

- ・新要綱では交付の対象の団体が「団体（2名）」と「団体（3名以上）」に明確に分かれました。
- ・団体（2名）においては構成員のすべてが、団体（3名以上）においては構成員の過半数が市民であるという条件が必要になります。
- ・市民が市外の活動拠点を有する団体の構成員として大会・コンクールに出る場合も激励金が交付されるようになりました。（市民であるという条件が必要です）
- ・指導者、監督、コーチ、マネージャー及び保護者はこの要綱による激励金の交付を受けることができません。
- ・市内の同一の事業者で構成された団体については、構成メンバーが摂津市民ではなくてもこの要綱による激励金を受け取ることができます。

※市民：市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき市の住民基本台帳に記録されているもの

#### 4、交付される金額の計算方法が変わります。

- ・旧要綱での補助金額は宿泊費や交通費の実費を申請いただき、決定しておりましたが、新要綱では激励金となりますので、対象（個人、団体（2名）団体（3名））と大会規模（全国的規模、国際的規模）により、**一律の金額**となります。（以下金額参照）

個人・全国大会	10,000 円	個人・世界大会	20,000 円
団体（2名）・全国大会	20,000 円	団体（2名）・世界大会	40,000 円
団体（3名以上）・全国大会	30,000 円	団体（3名以上）・世界大会	60,000 円

#### 5、交付に申請期限が設定されます。

旧要綱では特に申請期限などは制限を設けておりませんでした。新要綱では**大会終了後 30 日以内**という制限が付きまます。期限を過ぎると申請できません。

#### 6、激励金を受けることができる回数に制限ができます。

旧要綱では交付の制限等はありませんでしたが、広く多くの人に交付するために、一人が受けることができる激励金に制限が付きまます。

- ・同一個人、団体として同一年度内にこの要綱による激励金を受けることができる回数は全国的規模の大会・コンクール等、国際的規模の大会・コンクール等**それぞれ 1 回**を限度とします。
- ・国や府、その他地方公共団体から激励金や補助金を受け取る場合はこの要綱による激励金を受け取ることはできません。

以上が主な変更内容となります。